「、第三地域のフランス海外県」を加え、「及び第三地域のフランス海外県」を「及びフィリピン」に、「－154.5dBW／（㎡・４kHz）」を「－154.5dB（W／（㎡・４kHz））」に、「pfd制限値が」を「pfd制限値を」に改め、同脚注5．４３４を次のように改める。

5.434

カナダ、コロンビア、コスタリカ及びアメリカ合衆国では、3600―3700MHzの周波数帯又はその一部は、ＩＭＴを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、ＩＭＴシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第9.21号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率20％以上で、地上高３m地点での電力束密度（pfd）が、－154.5dB（W／（㎡・４kHz））を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3600―3700MHzの周波数帯におけるＩＭＴシステムを含む移動業務の局は、無線通信規則（2004年版）の表21―4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

第２の国際周波数分配の脚注5．４３６及び5．４３７を次のように改める。

5.436

航空移動（Ｒ）業務の局による4200―4400MHzの周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する航空電子機器内無線通信（ＷＡＩＣ）のためにのみ保留する。この使用は、決議第424(ＷＲＣ―15）の規定に従うものとする。

5.437

地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、4200―4400MHzの周波数帯において、二次的基礎で許される。

第２の国際周波数分配の脚注5．４３８ただし書を削り、同脚注5．４４１の次に次のように加える。

5.441A

ウルグアイでは、4800―4900MHzの周波数帯又はその一部は、ＩＭＴの導入のために特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。ＩＭＴの導入のためのこの周波数帯の使用は、隣接国の同意を得ることを条件とし、ＩＭＴの無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。そうした使用は、決議第223（ＷＲＣ―15、改）に従う。

5.441B

カンボジア、ラオス及びベトナムでは、4800―4990MHzの周波数帯又はその一部は、ＩＭＴを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。ＩＭＴの導入のためのこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.21号に基づく関係主管庁の同意を得ることを条件とし、ＩＭＴの無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。さらに、主管庁は、移動業務を行うＩＭＴの無線局を使用開始する前に、この局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される海岸線から20kmの地点で海抜０mから19kmまでの間で－155dB（W／（㎡・１MHz））を超えないことを確保しなければならない。この基準はＷＲＣ―19での見直しに従うことを条件とする。決議第223（ＷＲＣ―15、改）参照。この特定はＷＲＣ―19後に効力を有する。

第２の国際周波数分配の脚注5．４４２中「グアテマラ」の次に「、メキシコ」を加え、同脚注5．４４３B及び5．４４４中「ＷＲＣ―12」を「ＷＲＣ―15」に改め、同脚注5．４４４Ａを次のように改める。

5.444A

5091―5150MHzの周波数帯の固定衛星業務（地球から宇宙）への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限ることとし、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる5091―5150MHzの周波数帯の使用は、決議第114（ＷＲＣ―15、改）に従うことを条件とする。さらに、航空無線航行業務が有害な混信から保護されることが確保されるように、航空無線航行業務の地上局を運用している主管庁の領域から450km未満の距離にある移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク地球局と調整を行うことが求められる。

第２の国際周波数分配の脚注5．４４４B中「ＷＲＣ―12」を「ＷＲＣ―15」に改め、同脚注5．４４６中「第二地域」の次に「（メキシコを除く。）」を加え、同脚注5．４４７E中「Ｆ．1613」を「Ｆ．1613―0」に改め、同脚注5．４４７F中「M．1638」を「M．1638―0」に、「ＳＡ．1632」を「ＲＳ．1632―0」に改め、同脚注5．４５０Ａ中「M．1638」を「M．1638―0」に改め、同脚注5．４５４及び5．４５５中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5．４５６を次のように改める。

5.456（未使用）

第２の国際周波数分配の脚注5．４５７Ａ中「船舶地球局」を「船上地球局」に改め、「従うものとする。」の次に「ただし、5925―6425MHzの周波数帯において、固定衛星業務の宇宙局と通信を行う船上地球局は、沿岸諸国から公認された低潮線から少なくとも330km離れた位置であれば、あらゆる主管庁との事前の合意なしに最小口径1.2mの送信アンテナを使用及び運用することができる。」を加え、同脚注5．４５７B中「船舶地球局」を「船上地球局」に改め、「、南スーダン」を削り、同脚注5．４５７C中「グアテマラ」の次に「、メキシコ」を加え、同脚注5．４５８Cを次のように改める。

5.458C（未使用）

第２の国際周波数分配の脚注5．４５９中「分配する。」の次に「7190―7235MHzの周波数帯において、地球探査衛星業務（地球から宇宙）に関して、無線通信規則第9.21号の規定は適用しない。」を加え、同脚注5．４６０中「宇宙研究業務（地球から宇宙）による7145―7190MHzの周波数帯の使用は、深宇宙に限る。深宇宙への発射」を「深宇宙に係る宇宙研究業務（地球から宇宙）システムによる電波の発射」に改め、同5．４６０の次に次のように加える。

5.460A

地球探査衛星業務（地球から宇宙）による7190―7250MHzの周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190―7250MHzの周波数帯の地球探査衛星業務（地球から宇宙）の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号を適用しない。無線通信規則第9.17号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を支援する地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ10km及び50kmの距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

5.460B

7190―7235MHzの周波数帯で地球探査衛星業務（地球から宇宙）を運用している静止軌道上の宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。

第２の国際周波数分配の脚注5．４６１Ａの次に次のように加える。

5.461AA

海上移動衛星業務による7375―7750MHzの周波数帯の使用は、静止衛星網に限る。

5.461AB

7375―7750MHzの周波数帯において、海上移動衛星業務の地球局は、固定業務及び移動業務（航空移動業務を除く。）の局からの保護を要求してはならない。また、これらの局の使用と発展を妨げてはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。